

「春日井市国民保護計画」の骨子(案)及び今後の課題等について

第1編 総論

章	章名	計画案の概要	今後の課題等
1	市の責務、計画の位置づけ、構成等	<p>市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ 2 市国民保護計画の構成 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 	
2	国民保護措置に関する基本方針	<p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的人権の尊重 (2) 国民の権利利益の迅速な救済 (3) 国民に対する情報提供 (4) 関係機関相互の連携協力の確保 (5) 国民の協力 (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 	

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
3	関係機関の事務又は業務の大綱等	<p>市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の仕組み（別紙１） 2 市の事務 <ul style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 3 関係機関の連絡先 	

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
4	市の地理的、社会的特徴	<p>市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地形 2 気候 3 人口分布 4 道路・鉄道 5 空港 6 自衛隊施設等 7 市における国民保護措置上の課題 	<p>市の国民保護措置上の課題 現時点では、次の4点を課題と捉え、検討している。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛隊との連携 (2) 人口集中地域における避難措置についての検討 (3) 広域的な輸送拠点であることを考慮した計画の策定 (4) 人口分布・人口動態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・市の国民保護措置上の課題を抽出する必要性
5	市国民保護計画が対象とする事態	<p>市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態の類型 <ol style="list-style-type: none"> (1) 着上陸侵攻 (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 (3) 弾道ミサイル攻撃 (4) 航空攻撃 2 緊急対処事態の事態例 <ol style="list-style-type: none"> (1) 攻撃対象施設等による分類 <ul style="list-style-type: none"> 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (2) 攻撃手段による分類 <ul style="list-style-type: none"> 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 	

第2編 平素からの備えや予防

章	章名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
1	組織・体制の整備等		
第1	市における組織・体制の整備	<p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の各部課室における平素の業務 2 市職員の参集基準等 3 消防機関の体制 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 	<p>市の各部課室における平素の業務 配備体制の検討 幹部職員等の代替権限者の設定</p>
第2	関係機関との連携体制の整備	<p>市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災のための連携体制の活用 (2) 関係機関の計画との整合性の確保 (3) 関係機関相互の意思疎通 2 県との連携 3 近接市町との連携 4 指定公共機関等との連携 5 ボランティア団体等に対する支援 	<p>相互応援協定締結先との調整</p>

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
第 3	通信の確保	<p>市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。</p> <p>(1) 非常通信体制の整備 (2) 非常通信体制の確保</p>	
第 4	情報収集・提供等の体制整備	<p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。</p> <p>1 基本的考え方 (1) 情報収集・提供のための体制の整備 (2) 体制の整備に当たっての留意事項 (3) 情報の共有</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p>	
第 5	研修及び訓練	<p>市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。</p> <p>1 研修 2 訓練</p>	

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
2	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	<p>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難に関する基本的事項 2 避難実施要領のパターンの作成 3 救援に関する基本的事項 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 5 避難施設の指定への協力 6 生活関連等施設の把握等 	<p>避難パターンの検討 生活関連等施設の把握</p>
3	物資及び資材の備蓄、整備	<p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市における備蓄 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 	
4	国民保護に関する啓発	<p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に関する啓発 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 	

第3編 武力攻撃事態等への対処

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。</p> <p>このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について定める。</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)等の設置及び初動措置</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p>	緊急事態連絡室(仮称)の設置
2	市対策本部の設置等	<p>市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>2 通信の確保</p>	<p>本部室の設置場所、代替施設の確保</p> <p>市対策本部組織</p> <p>広報責任者の設置</p> <p>現地調整所の設置</p>

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
3	関係機関相互の連携	<p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国・県の対策本部との連携 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 6 市の行う応援等 7 ボランティア団体等に対する支援等 8 住民への協力要請 	

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
4	警報及び避難の指示等		
	第 1 警報の伝達等	<p>市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 3 緊急通報の伝達及び通知 	迅速な警報の伝達方法を検討
	第 2 避難住民の誘導等	<p>市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難の指示の通知・伝達 2 避難実施要領の策定 3 避難住民の誘導 <p>弾道ミサイル攻撃の場合 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 着上陸侵攻の場合</p>	避難住民の誘導を検討

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
5	救援	<p>1 救援の実施</p> <p>(1) 救援の実施 市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。</p> <p>収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。） 食品飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与 医療の提供及び助産 被災者の捜索及び救出 埋葬及び火葬 電話その他の通信設備の提供 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 学用品の給与 死体の捜索及び処理 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(2) 救援の補助 市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>(1) 県への要請等 (2) 他の市町村との連携 (3) 日本赤十字社との連携 (4) 緊急物資の運送の求め</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 (2) 救援における県との連携</p>	

6	安否情報の収集・提供	<p>市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集 2 県に対する報告 3 安否情報の照会に関する回答 4 日本赤十字社に対する協力 	
7	武力攻撃災害への対処		
第1	武力攻撃災害への対処	<p>市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 2 武力攻撃災害の兆候の通報 	
第2	応急措置等	<p>市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退避の指示 2 警戒区域の設定 3 応急公用負担等 4 消防に関する措置等 	
第3	生活関連等施設における災害への対処等	<p>市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連等施設の安全確保 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 	

第4	NBC攻撃による災害への対処等	<p>市は、NBC攻撃による災害への対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、当該方針に基づき必要な措置を講ずる。特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急措置の実施 (2) 国の方針に基づく措置の実施 (3) 関係機関との連携 (4) 汚染原因に応じた対応 (5) 市長の権限 (6) 要員の安全の確保 	
8	被災情報の収集及び報告	<p>市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。</p> <p>被災情報の収集及び報告</p>	
9	保健衛生の確保その他の措置	<p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生の確保 2 廃棄物の処理 	
10	国民生活の安定に関する措置	<p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の価格安定 2 避難住民等の生活安定等 3 生活基盤等の確保 	
11	特殊標章等の交付及び管理	<p>市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。</p>	要綱の制定

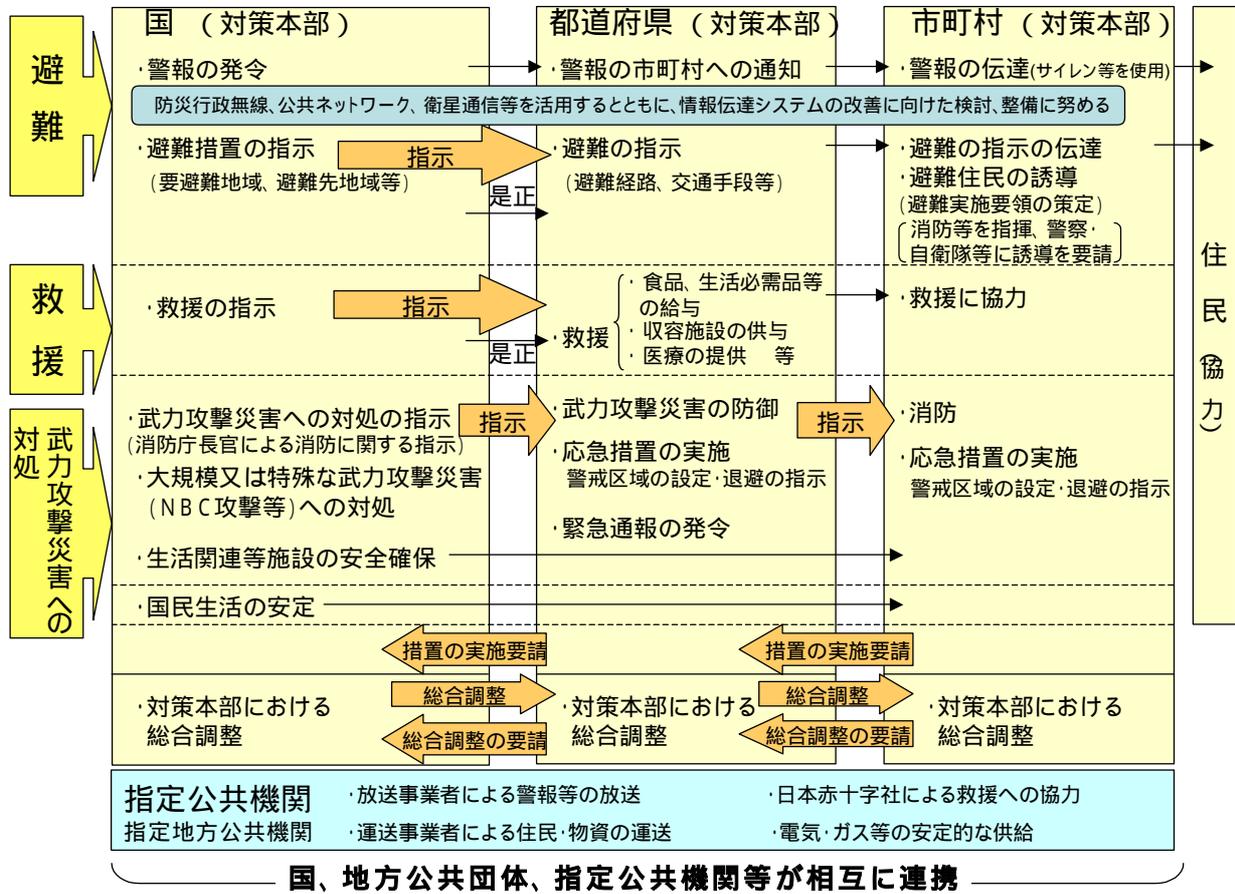
第4編 復旧等

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
1	応急の復旧	<p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>(3) 県に対する支援要請</p> <p>2 公共的施設の応急の復旧</p>	
2	武力攻撃災害の復旧	<p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。</p> <p>(1) 国における所要の法制の整備等</p> <p>(2) 市が管理する施設及び設備の復旧</p>	
3	国民保護措置に要した費用の支弁等	<p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>2 損失補償及び損害補償</p> <p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん</p>	

第5編 緊急対処事態への対処

章	章 名	計 画 案 の 概 要	今 後 の 課 題 等
	緊急対処事態への対処	<p>1 緊急対処事態 市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。</p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。</p> <p>緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。</p>	

国民の保護に関する措置の仕組み



（消防庁「市町村国民保護モデル計画」より）